

高度地区

住宅地の良好な居住環境を保全する必要がある区域などにおいて、隣接する北側宅地への日照、通風などを確保するために、建築物の高さの最高限度を定めるもので、第一種高度地区と第二種高度地区の2種類があります。

野田都市計画区域では、現在、第一種高度地区約691ha、第二種高度地区約257haが都市計画に定められています。

◇高度地区の斜線制限

